

陳 情 文 書 表

平 2 7 陳 情 第 2 号	平成 2 7 年 5 月 1 8 日 受 理
件 名	神奈川県最低賃金の改定等についての陳情
陳 情 者	平塚市宮松町 6 - 1 0 チサカビル 2 F 日本労働組合総連合会神奈川県連合会西湘地域連合 議長 齊藤 政和
陳 情 の 要 旨	
<p>政府は、2014年12月16日の経済の好循環実現に向けた政労使会議（以下「政労使会議」という。）で、昨年引き続きデフレ脱却に向け、経済の好循環の実現を果たすとし、政労使として「賃金上昇等による継続的な好循環の確立」などの取り組みを進めることについて合意しました。</p> <p>一方、2015年春闘では、業績回復が堅調な大企業を中心に、昨年を上回るベースアップを含む賃金の引き上げが行われましたが、経営が厳しい中小・小規模事業者においては、一部で賃金の引き上げが行われたものの、いまだ回復途上にあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、政府は2015年4月2日の政労使会議で賃金引き上げの環境整備を進めるとし、円安による原材料費の高騰や電気料金の値上げに苦しむ中小・小規模事業者が、その分を大企業との取引価格に転嫁できるよう、政府や経済界が対応する等の取り組みを進めることで合意しました。</p> <p>2014年度の神奈川県最低賃金は時間額887円です。これを年収換算すると約185万円（法定労働時間173.8時間×12カ月）であり、いまだワーキングプアが解消されない水準です。</p> <p>経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、大企業や一部の中小・小規模事業者で行われた賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させる必要があります。</p> <p>その実現に当たっては、先の政労使会議で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性をいかに上げるかにかかっています。</p> <p>以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨を御理解の上、2015年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関する次の事項について、</p>	

国に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 経済の好循環の実現のため、神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 中小・小規模事業者に経済の好循環を拡大させるため、政労使会議（4月2日）で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性を上げるために、強く経済界に対する働き掛けを行うとともに、国として合意内容の履行状況についてフォローアップすること。